

聴覚障害者マークをご存知ですか？

和歌山県警察本部交通センター ☎073-473-0110

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）は、聴覚障害であることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

思いやりのある運転を日々心がけましょう。

マイナンバーカードでマイナポイントがもらえます！

住民生活課住民係 (3・4番窓口) ☎64-1102

令和3年3月31日までにマイナンバーカードの交付申請をし、マイナポイントを申し込むと、キャッシュレス決済で上限5,000円分のポイントが付与されます。



令和3年9月末までのチャージが買入物が対象となります。

令和3年9月末までのチャージが買入物が対象となります。

春の全国火災予防運動 3月1日～3月7日

湯浅広川消防組合消防本部 ☎64-0119

【その火事を防ぐあなたに金メダル】

春季全国火災予防運動が今年も3月1日～7日までの1週間実施されます。冬の寒さも峠を越え、火の取扱いに対する注意がゆるみがちになるこの時期は、空気が乾燥し、風の強い日が多いことから、火災が発生しやすくなっています。家庭や職場で暖房器具や火を取り扱う際には十分注意しましょう。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

- 寝タバコは、絶対しない。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法が施行されます！

和歌山労働局雇用課・均等室 ☎073-488-1170

令和3年4月1日から中小企業における正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

★改正のポイント★

- ①不合理な待遇差の禁止
 - ②労働者に対する待遇の説明義務の強化
 - ③行政による事業主への助言・指導や裁判外紛争解決手続の整備
- 詳細については、上記までお問い合わせください。

パブリックコメントを実施します

水道事務所 ☎62-4171

湯浅町水道事業では、経営の基本方針、財政計画等について定める「湯浅町水道事業基本計画及び経営戦略」を策定しています。湯浅町水道事務所又はホームページにて素案をご覧いただき、ご意見をお寄せください。

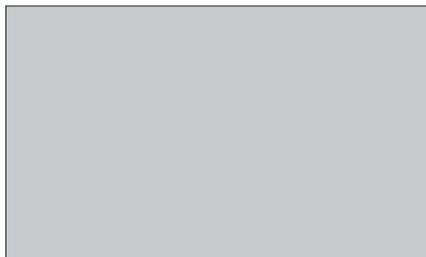
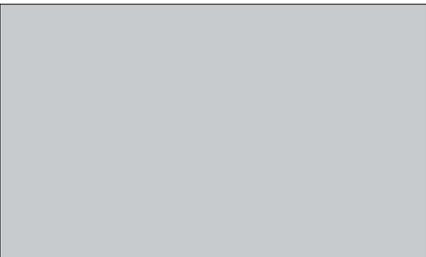
「防衛省・自衛隊からのお知らせ」令和2年度各種目自衛官の募集

防衛省自衛隊和歌山地方協力本部 有田募集案内所 〒649-0316 和歌山県有田市宮崎町106-2 ✉wakayama.pco-arita@rct.gsdf.mod.go.jp



募集種目	資格	受付期間	試験期日	試験会場
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者(32歳の者は、採用予定月1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者)	年間を通じて(各試験日前日まで)	2月13日①予定 3月7日②予定	和歌山地方協力本部庁舎(和歌山市)

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています



税務署からのお知らせ

湯浅税務署 ☎63-5351



●確定申告期限のお知らせ

- ・所得税及び復興特別所得税の申告・納期限 …………… 3月15日①
- ・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納期限 …………… 3月31日②
- ・贈与税の申告・納期限 …………… 3月15日③

※確定申告はスマホが便利です！

●振替納税のご案内

納税には、「振替納税」が便利で確実ですので、是非ご利用ください。

- ・所得税及び復興特別所得税の振替日 ……………4月19日①
- ・消費税及び地方消費税（個人事業者）の振替日 ……………4月23日②

●便利な納付方法をご利用ください

国税の納付は、口座振替による納付、ダイレクト納付、QRコードを利用したコンビニ納付など、簡単な手続で利用できる便利な方法のご利用をお願いします。

●消費税の確定申告をされる方へ

申告書を作成する際、「区分経理をした帳簿」が必要になります。

令和元年10月から「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」の譲渡を対象に消費税の軽減税率制度が始まりました。

軽減税率対象の取引がある場合、確定申告に当たっては、「区分経理をした帳簿」が必要になります。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

